

松江市告示第 77 号

松江市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱を次のように定める。

平成 24 年 3 月 23 日

令和 5 年 3 月 31 日一部改正（松江市告示第 221 号）

松江市長 松 浦 正 敬

松江市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に関し、当該申請に先立って汚染土壌処理施設の設置等に関して必要な指導を行うことにより、土壌汚染対策の実施を図り、もって市民の健康を保護することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けようとする者をいう。
- (2) 関係地域 汚染土壌処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある地域をいう。
- (3) 関係住民等 関係地域内に居住する者又は関係地域内で事業を営む者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、法その他関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を誠実に遵守し、汚染土壌を適正に処理するものとする。

(事前協議)

第4条 事業者は、法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可の申請に先立って、事業計画等について市長に協議するものとする。

2 前項の協議(以下「事前協議」という。)は、汚染土壌処理業事前協議書(別記様式。以下「事前協議書」という。)を市長に提出することにより行う。

(現地調査)

第5条 市長は、事前協議を受けたときは、申請内容を確認するため、必要に応じて当該協議に係る土壌汚染処理施設を設置しようとする地又は設置している地において調査を行うものとする。

(関係住民等への説明)

第6条 事業者は、関係住民等に事業計画等について説明するとともに、話し合いの場を持ち、その理解を得るよう努めるものとする。

2 関係住民等は、事業者が説明等を行うときは、積極的に参加し、誠実に対応するよう努めるものとする。

(関係住民等の意見)

第7条 関係住民等は、前条第1項の規定による説明を受けた日から30日以内に、関係地域の生活環境の保全上の見地から事業者に対して意見書を提出することができる。

2 事業者は、前項に規定する意見書の提出があったときは、誠意をもって対応するものとする。

3 事業者は、関係住民等への事業計画等の説明の状況及び関係住民等からの意見に対する対応の内容等を、関係住民等から提出された意見書の写しを添えて、市長へ書面で報告するものとする。

(計画の変更等の指導)

第8条 市長は、前条第1項の規定による関係住民等の意見を十分に考慮し、必要があると認められるときは、事業者に対し事業計画等の変更等の指導をするものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な措置を講じ、市長及び意見書を提出した関係住民等にその結果を報告するものとする。

3 事業者が、正当な理由がなく第1項の規定による指導を受けた日から1年を経過する日までに必要な措置を完了しないときは、当該事前協議は取り下げられたものとみなす。

(事前協議の終了通知)

第9条 市長は、事前協議に係る手続が終了したと認めたときは、その旨を書面で事業者へ通知するものとする。

(許可の申請等)

第10条 事業者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可の申請を行ってはならないものとする。

2 事業者が、正当な理由がなく前条の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに当該通知に係る事業について前項の許可の申請を行わなかった場合は、当該事業についての事前協議は行われなかったものとみなす。

(指導、勧告等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるよう指導することができる。

- (1) 前条第1項の規定に違反した者
- (2) 虚偽の内容により事前協議を行った者
- (3) 前2号に定めるもののほか、この要綱に規定する手続等の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行った者

2 市長は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告をすることができる。

(生活環境の保全に関する協定)

第12条 事業者は、関係住民等から生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

別記様式(第4条関係)

汚染土壌処理業事前協議書

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者

松江市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第4条第2項の規定により、汚染土壌処理業の(許可申請・変更許可申請)を行いたいので、下記のとおり協議します。

記

| | | |
|---------------------|---------------------------|----------------------------------|
| 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称 | | |
| 事業場の計画地(※1) | | |
| 事業場の敷地面積 | | |
| 他法令に基づく施設の設置許可等(※2) | | |
| 設置等に関する計画 | 着工予定年月日 | 年 月 日 |
| | 使用開始予定年月日 | 年 月 日 |
| | 種 類 | 浄化等処理・セメント製造・埋立処理・分別等処理 |
| | 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 | |
| | 構 造(※3) | |
| | 処 理 能 力(※4) | $m^3/日$ $m^3/時間$ $t/日$ $t/時間$ |
| | 処 理 工 程 の 概 要(※5) | |
| | 稼働日、稼働時間 | |
| | セメントの品質管理の方法(セメント製造施設に限る) | |
| | 保管設備の場所及び容量 | |

| | | |
|--|------------------------------|--|
| 公害の防止及び維持管理に関する計画 | 大気汚染防止措置 (稼動に伴い生じる排ガス対策等) | |
| | 水質汚濁防止措置 (稼動に伴い生じる排水対策等) | |
| | 地下浸透防止措置 | |
| | 土壌等の飛散流出防止措置 | |
| | 騒音・振動防止措置 | |
| | 悪臭防止措置 | |
| | 維持管理計画 | 別紙のとおり |
| | 測定計画 | 別紙のとおり |
| 管理体制に関する事項 | 測定結果報告計画 | 別紙のとおり |
| | 管理責任者(※6) | |
| | 工程管理体制 | 別紙のとおり |
| | 処理の事業を行うに足る技術的能力を証する内容 | <input type="checkbox"/> 3年以上の実務経験を有する <input type="checkbox"/> 資格を有する () |
| 添付書類 ※1 事業場の土地等の使用権限を有することを証する書類 計画地付近の見取図 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分業等の許可証の写し(該当する場合) ※3 施設配置図(公害防止設備を含む) 施設に係る平面図、立面図、断面図、構造図等(公害防止設備を含む) ※4 施設の処理能力設計計算書(公害防止設備を含む) ※5 施設の処理工程の詳細フロー図(処理残渣物の発生工程を含む) ※6 管理責任者の経歴等を証する書類 ※7 周辺的生活環境に及ぼす影響を記載した書類 ※8 汚染土壌処理施設の設置に要する事業費及びその資金計画に関する書類 ※9 許可の取消し等の場合の措置に要する費用の見積額を記載した書類 ※10 関係住民等への説明会の計画を記載した書類 ※11 その他市長が必要と認める書類 | | |

備考 変更許可申請の場合は、変更のある項目のみ記載又は添付すること。